平成 25 年８月 30 日

各　位

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
株式会社アイフリークホールディングス
代表取締役会長兼社長　永田　万里子
（コード番号：３８４５　JASDAQ）
問い合わせ先　管理担当取締役　猪俣　英夫
電話番号　０３－６７４３－３０００（IR）
U　R　L　http：//www.i-freek.co.jp/

調査委員会の追加の調査結果及び当社の今後の対応について

当社は、平成 25 年８月７日付「調査委員会の再設置に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社の海外子会社である I-FREEK ASIA PACIFIC PTE.LTD.において、当社元役員が関与したと思われる不明瞭な資金の流れの調査を進める過程で、海外子会社のみならず、当社においても、当社元役員が関与した不明瞭な取引が存在することが判明しました。

当該追加で判明した不明瞭な取引については、調査委員会においても解明に努めましたが、他に不明瞭な取引がないことについて、監査法人の心証が得られませんでした。

よって、当社では、他に不明瞭な取引がないことを明らかにするため、追加の調査を行い、事実関係等把握するため、再度、調査の客観性・信頼性を高めることを目的として、当社と利害関係のない外部の弁護士による手続きの合理性確保を得ながら、「調査委員会」を組織して調査を進めてまいりました。

本日、調査委員会より当社取締役会に追加の調査結果（以下、「追加の調査結果」といいます。）が報告されましたので、その報告書を別添のとおり公表いたします。なお、公表にあたりましては、社外の取引先や個人に対するプライバシー保護の観点から、社名及び氏名等を記号化するなどの配慮を行っております。

なお、追加の調査結果を受けての当社の今後の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．調査委員会による追加調査報告書の内容

平成 25 年７月 30 日付「調査委員会の調査結果及び当社の今後の対応について」において公表の調査結果（以下、「当初の調査結果」といいます。）で、判明している事案以外の重要な不正・不適切な取引は発見されておりません。

他に当社元役員が関与した不明瞭な事実が３件検出されましたが、財務諸表へ重要な影響を与えるような不正・不適切な取引とは認定されておりません。

なお、具体的な報告内容は、添付資料「追加調査報告書(要約版)」に記載のとおりです。

２．　再発防止策及び責任と処分等について

当初の調査結果及び追加の調査結果を受けての当社の再発防止策及び責任と処分等は、内容が確定次第お知らせいたします。

３．業績への影響について

当初の調査結果及び追加の調査結果を受けた、業績への影響範囲は、平成 25 年 7 月 30 日付「調査委員会の調査結果及び当社の今後の対応について」において公表した内容から変更はありません。

４．平成 25 年 3 月期決算短信の訂正について

上記３.「業績への影響について」を踏まえた、決算短信の訂正については、本日併せて訂正し開示しております。

５．平成 25 年 3 月期有価証券報告書の提出見込みについて

有価証券報告書の提出期限(平成 25 年 9 月 13 日)までには、提出出来る見込みです。

６．平成 26 年 3 月期第 1 四半期決算短信及び第 1 四半期報告書の提出見込みについて

四半期決算短信及び四半期報告書は、四半期報告書の提出期限(平成 25 年 9 月 13 日)までには、開示及び提出出来る見込みです。

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛け致しますこと、深くお詫び申し上げます。

以上

株式会社アイフリークホールディングス取締役会　御中

追加調査報告書（要約版）

平成 25 年 8 月 29 日

調　査　委　員　会

目　次

第１　調査委員会による調査の開始及びその目的 1
１　調査委員会による調査開始に至る経緯 1
２　調査委員会による本追加調査の目的 2
第２　本追加調査の方針・調査項目等 2
１　本追加調査の方針 2
２　調査手続及び調査項目 12
３　調査期間 16
４　調査体制 16
５　調査の限界 17
第３　調査結果 18
１　個別調査項目の調査内容及び調査結果 18
２　調査の結論 30

第１　調査委員会による調査の開始及びその目的

１　調査委員会による調査開始に至る経緯

(1) 当初の調査委員会における調査の経緯

株式会社アイフリークホールディングス（以下「アイフリーク」という。）の会計監査人（以下「監査法人」という。）は、アイフリークの第13期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の計算書類及び同期間の連結会計年度の連結計算書類について監査を行い、平成25年5月23日、無限定適正意見を付した監査報告書を提出した。しかし、同年6月17日、監査法人は、同年4月及び5月に、アイフリークの100％子会社であるI-FREEK ASIA PACIFIC PTE.LTD.（以下「IAP」という。）において、アイフリーク取締役ａ氏（以下「ａ氏」という。）が関与したと思われる不明瞭な資金の流れが判明したとして、アイフリーク取締役及び監査役に対し、調査の必要がある旨通知し、同年6月21日、アイフリーク取締役会及び監査役会に対し、IAPの取引におけるA社経由にてａ氏の個人口座に支出した取引等につき、質問書を提出した。しかし、アイフリーク側からは同月25日時点において文書による調査報告書は提出されず、監査法人は、上記不明瞭な資金の流れに係る事実関係の解明及び計算書類への影響は判明していないとして、アイフリーク取締役会及び監査役会に対し、同年6月26日、上記不明瞭な資金の流れに係る事実関係の調査が必要であるとの通知書を提出し、調査未了の間は金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項に基づく監査証明を付与しない旨通知した。そこで、調査委員会が設立され、上記事実関係の調査（以下「当初調査」という。）が開始された。なお、第三者委員会を設置することも検討したが、有価証券報告書の延長された提出期限（平成25年8月1日）なども考慮すると、第三者委員会を設置して対応を行うことが時間的に困難であったため、迅速かつ厳格に調査を行うべく、調査委員会については社外取締役1名及び社外監査役2名の3名で構成することとし、アイフリークと利害関係のない外部の弁護士による手続の適正の確認を得ながら、調査を行うこととした。その後、平成25年7月29日に当初調査が完了し、その内容は「調査報告書（要約版）」のとおりである。

(2) 今回の追加調査の経緯

当初調査の過程で、監査法人においても並行して金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項に基づく監査証明を付与できるかの検討を行っていたが、調査を進める過程で、IAPのみならず、アイフリークにおいても、ａ氏が関与した不明瞭な取引が存在することが判明した経緯もあり、他に不明瞭な取引がないことについて監査法人の心証が得られなかった。そこで、アイフリークでは、さらなる調査を行い、他に不明瞭な取引がないことを明らかにするため、企業内容等

開示ガイドライン 24－13－(1)－④に基づき再度の提出期限の延長を福岡財務支局に申請し、有価証券報告書の提出期限を平成 25 年 9 月 13 日まで延長することについて承認を得た。なお、この延長申請にあたっては、他に不明瞭な取引がないことを明らかにするために、(i)a 氏の就任以降の担当分野での取引先との取引内容の実在性の確認、当該取引先との間で簿外債務がないことの当該取引先への確認、(ii)調査の過程で発見された a 氏個人の預金通帳に記載の取引の相手方と当社及びその子会社との間の取引及び債権債務・債務保証の残高確認などを追加調査として行う予定であることを前提としている。また、これらの事項を調査するにあたっては、会計事項が多く含まれていることや、調査の外部性をより高めることが望まれていたことから、不正調査の経験を有し、アイフリークと利害関係のない株式会社アカウンティング・アドバイザリーの代表取締役であり公認会計士の井上寅喜氏（以下「井上氏」という。）に、調査委員会の補助者として参加してもらうこととした。そこで、当初調査の調査体制に、補助者として井上氏を追加することで、追加調査についての調査委員会が設立され、当初調査に追加する調査（以下「本追加調査」という。）が開始された。

2　調査委員会による本追加調査の目的

当初調査で判明した a 氏が関与した不明瞭な取引以外に他に同様の不明瞭な取引がないことを明らかにする。

第 2　本追加調査の方針・調査項目等

1　本追加調査の方針

当初調査で判明した a 氏が関与した不明瞭な取引以外に不明瞭な取引がないことを明らかにするため、本追加調査にあたっては、当初調査において判明した不明瞭な取引に関する背景事情や原因、これら取引の実行を可能とした内部統制上の不備について整理及び分析を行い、次にその結果として想定される不正・不適切な取引の代表的な類型（リスク）を設定の上、それらリスクが事象・取引として顕在化していた場合に、その検出に必要と考えられる調査手続を立案し本追加調査にて実施した。

実施する調査の手続については、当初調査の結果判明した 3 事案、すなわち、当初の調査目的であった(1)海外子会社での不明瞭な資金移動取引に、当初調査にて追加で判明した(2)U 社関連取引及び(3)C 社関連取引を含む 3 事案（以下「本件 3 事案」という。）について本追加調査の方針策定の観点から各取引の再整理を行い、調査手続を検討した。また、a 氏による今回の一連の

不明瞭な取引の動機や背景、実行方法等の全体的観点からも調査方針・手続の検討を行った。

以下、本件3事案及び全体的観点からの調査方針の検討内容について記載する。

【関係当事者】

本文中の呼称	社名・人名	関係内容
IAP	I-FREEK ASIA PACIFIC PTE.LTD.	平成23年5月11日にシンガポールにおいて設立されたアイフリークの100%子会社。ｂ氏が平成23年5月30日からDirector、ａ氏が平成25年1月1日からManaging Director。主な事業は決済サービス事業
IPS	株式会社アイフリーク プロダクツ セールス	平成25年4月1日、アイフリークより物販事業を新設分割により設立
B社	B株式会社	アイフリークの取引先。S社（ｂ氏が主要株主の会社）が100%株式を所有していたが、平成24年7月1日BA社に全株式が譲渡されている。
U社	株式会社U	アイフリークの仕入業者。代表はｖ氏。 平成25年5月29日破産手続開始。
C社	株式会社C	装置製品に関する直送卸取引販売先。ｊ氏が代表取締役
F社	株式会社F	ａ氏の100%所有会社。IAPの決済事業の加盟店の開拓。代表取締役はｉ氏。ｊ氏が取締役
A社	A PTE.LTD.	平成24年6月19日にシンガポールにおいて設立された会社。IAPの決済サービス事業の加盟店との直接契約先。ｅ氏がDirector
I社	I株式会社	平成25年3月1日の設立。代表はｄ氏 。アイフリークの退職従業員を雇用。F社よりIAPの決済事業を受託
K社	株式会社K	ａ氏の個人事業の取引先。IAPの決済事業の加盟店開拓
ｊ氏	ｊ氏	C社代表取締役、F社取締役
ｅ氏	ｅ氏	A社のDirector、Q社のCEO
Q社	Q PTE.LTD	ｅ氏がCEOをつとめる会社。IAPの決済事業パートナー
W社	W株式会社	装置製品の直送卸取引に関する仕入先
L社	株式会社L	IAPの決済事業の加盟店開拓

(1)　IAP から A 社経由での a 氏個人口座への資金移動取引

①　当該取引の概要

a 氏は平成 25 年 1 月の IAP の代表取締役就任後、IAP の銀行口座であるプライベート口座から A 社経由で自身の個人口座へ 2 回にわたり資金移動を行っている（下図参照）。

a 氏は電子メールにて IAP 従業員に A 社への振込み処理を指示し、当人が承認を行うことにより不正な資金移動を実行した。当該プライベート口座は入出金を行った取締役以外のものがリアルタイムで口座残高の動きを管理・把握出来ない状態にあり、モニタリングについても限定的な運用にとどまっていた。

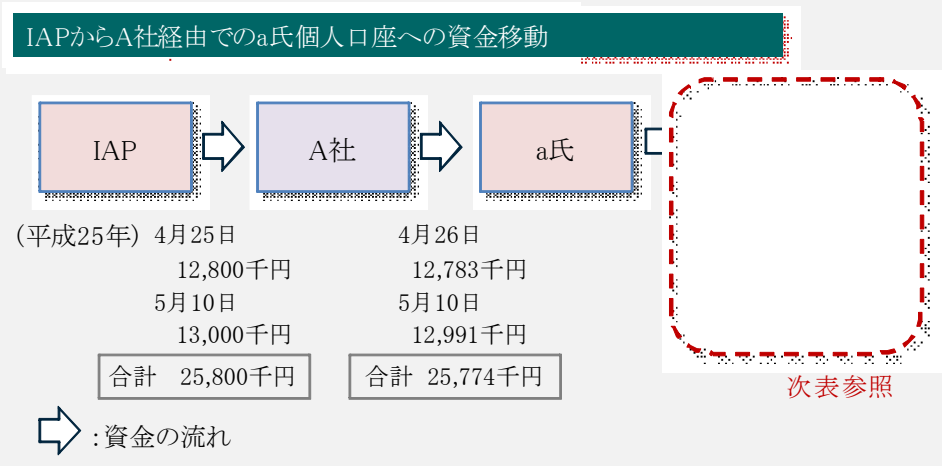

なお、当該出金取引に関して、IAP においては資金使途が不明であったことから「仮払金」勘定にて会計処理が行われている。

次に a 氏の依頼で A 社から a 氏の個人口座に振り込まれた 25,774 千円は以下の通り IAP 及び a 氏の関係先への支払に充当された（次表参照）。

アイフリークに支払われた合計 10,046 千円はアイフリークでの B 社に対する売上債権の回収遅延を受け、アイフリークでの貸倒引当金の計上等の損失の回避及び B 社との取引関係の継続を図ったものであると推察される。他には I 社への支払等 IAP の資金により支払うことに一定の合理性のある支出も含まれるが、私的な資金移動も含まれている。

支払日 （平成 25 年）	支払金額		支払先	支払内容	IAP での 負担要否
4 月 27 日	6,279 千円	（B 社名義）	アイフリーク	B 社のアイフリークからの仕入代金を B 社に代り支払ったもの	なし
4 月 30 日	3,767 千円	（F 社名義※）	アイフリーク		なし

支払日 (平成 25 年)	支払金額		支払先	支払内容	IAP での 負担要否
4 月 27 日	2,436 千円	(F 社名義)	I 社	F 社が I 社に委託している IAP の業務について、IAP の資金にて F 社に代り支払ったもの	合理性 あり
5 月 28 日	2,218 千円	(F 社名義)	I 社		合理性 あり
5 月 13 日	9,261 千円	(F 社名義)	K 社	IAP の業務に関する営業協力者の活動資金。F 社は精算の仲立ち	なし
5 月 15 日	2,000 千円		j 氏（F 社取締役、C 社代表取締役）	飲食店のオープン資金の貸し付け	なし
合計	25,963 千円				

※ a 氏が B 社名義とすべきところを誤って F 社名義としたもの

② 当該取引に関する内部統制上の不備

前述の資金の流れにおいて、起点となる IAP の銀行口座からの不正な資金移動を防止・牽制できなかった要因としては、以下の内部統制上の不備に問題点を集約できる。

- a 氏に権限や情報が集中していたこと
- コンプライアンス意識の問題
- 取締役数が少なく業務執行を相互に監視、監督すべき機能が十分ではなかったこと
- 職務規程及び業務プロセスの整備・運用が十分ではなかったこと
- メインバンクを海外のプライベート口座としている特殊性から、銀行口座の管理が十分ではなかったこと

③ 想定されるリスク

当該状況を前提とする限り、a 氏が自身の口座資金や IAP の資金を自らの権限・立場を不正に利用して、個人的に取引先や関係者への資金支援等に流用することが可能であったと想定され、具体的には以下のような不正・不適切な取引・処理が行われているリスクがある。

- IAP の資金を別会社口座または個人口座に不正・不適切な目的で振り込むリスク
- 取引先の債権回収上の問題（遅延や信用不安等）の回避もしくは発見を遅らせるため、a 氏の個人口座の資金で、当該取引先に代わり支払処理を行う、もしくは資金の支援を行うリスク

④　本追加調査での調査手続

前述の内部統制の不備及びその結果として想定されるリスクを踏まえ、他に不正・不適切な取引がないことを確認するため、以下の手続を実施することとした。

調査手続（A）　IAP 銀行口座の出金取引のレビュー

IAP の銀行口座を利用した不正・不適切な資金捻出の一端を検出するため、IAP の銀行口座の出金取引をレビューし、不明瞭な資金移動がないことを確認する。

調査手続（B）　a 氏の個人口座の入出金取引のレビュー

不正・不適切な資金フローの一端を検出するため、a 氏の個人口座の入金及び出金取引をレビューし、不明瞭な資金移動がないことを確認する。

調査手続（C）　a 氏が関与する稟議書のレビュー

不正・不適切な取引実行・承認を行う等、意図的なコンプライアンス違反がなされていたことを踏まえ、他にも同様の不適切な公私混同・通常ルールからの逸脱が想定される。このような不正・不適切なコンプライアンス違反取引・事案が疑われる取引を検出するため、a 氏が最終承認者として関与する稟議書のレビューを行う。

(2) U 社関連取引

①　当該取引の概要

平成 23 年 11 月 25 日、a 氏が取引先の関係者である e 氏から借り受けた資金 29 百万円（契約書上は e 氏が代表を務める Q 社からの借入となる）を原資として、回収が滞っていたアイフリークの U 社に対する売掛金 28 百万円について U 社名義にて肩代わりして支払った（次図参照）。

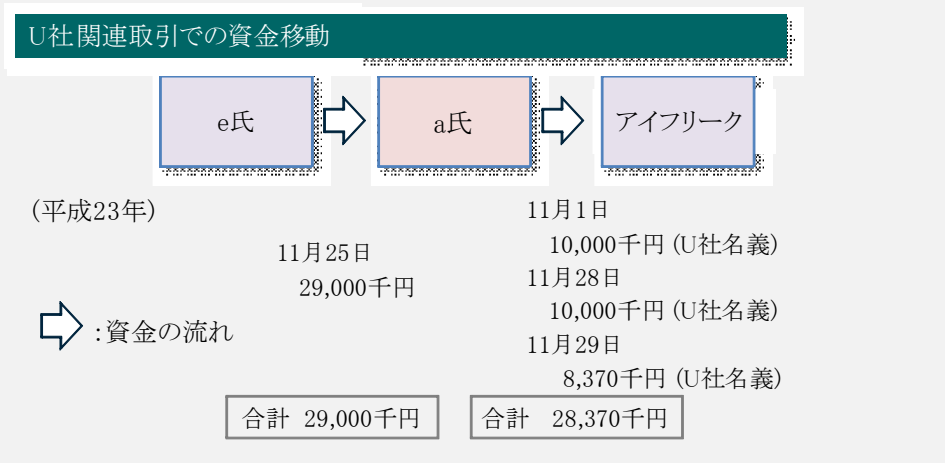

なお、当該取引に関して、アイフリークでは、U 社への売掛金の回収取引として会計処理が行われた。

当該アイフリークの U 社への売掛金はアイフリークで仕入れた在庫の滞留分を仕入れ値相当で U 社へ売却した際の債権であるが、その後 U 社での販売不振から回収が滞っており、a 氏は管理担当かつ事業担当役員として、当該債権の回収遅延や、貸倒引当金の設定等によるアイフリークの財務状況の悪化を懸念して、e 氏から借り受けた資金を U 社のアイフリークに対する弁済に充てたと推認される。

② 当該取引に関する内部統制上の不備

a 氏の個人的な借入実行については、アイフリークにおける内部統制の範囲外であると言えるが、業績悪化を避けるため、取引先の関係者から借入を行い、その金銭でアイフリークの売掛金回収を偽装した、という点を踏まえ、以下の内部統制上の不備に問題点を集約できる。

- a 氏に権限や情報が集中していたこと
- コンプライアンス意識の問題

③ 想定されるリスク

当該状況を前提とする限り、自身が管理責任を有する事業において取引先の債権回収上の問題を隠匿するため、コンプライアンスを無視して、個人的に取引先や関係者への資金支援等を行うことが想定され、具体的には以下のような不正・不適切な取引・処理が行われているリスクがある。

- 取引先の債権回収上の問題を隠蔽するため、個人口座の資金を取引先の買掛金支払等の資金支援に用いたり、実ビジネスに関する資金として不適切に利用するリスク

④ 本追加調査での調査手続

前述の内部統制の不備及びその結果として想定されるリスクを踏まえ、他に不正・不適切な取引がないことを確認するため、以下の手続を実施することとした。

調査手続（B）a 氏の個人口座の入出金取引明細レビュー（前述参照）

調査手続（C）a 氏が関与する稟議書のレビュー（前述参照）

(3) C 社関連取引

① 当該取引の概要

不振に終わったイベント（C 社が推進していたイベント。アイフリークはイベントの一部を受託）に関して C 社が被った損害について、IPS での損失補填や、直接的な資金支援が困難であったため、過去の実取引と同種の取引を架空取引で偽装し、IPS から C 社に対して、資金貸与を計ったものである。

取引としては、W 社が企画・販売（製造は外注）を行っている装置製品を IPS が W 社から仕入れ、そのまま C 社へ卸し、C 社がユーザーへ販売するというものである。商品現物は IPS を経由しない W 社から C 社への直送卸取引であった。

なお、当時の本件取引の主体はアイフリークであるが、本件取引に関する事業（物販事業）については、平成 25 年 4 月 1 日付で会社分割により設立された IPS が引き継いでいるため、以後、便宜的に IPS と表記する。

当初の取引（以下「過去実績取引」という。）及び今回の架空取引（以下「本件架空取引」という。）での状況は下記の通りであった。

過去実績取引では、平成 24 年 10 月に仕入れ代金の前渡しとして IPS から W 社に 28,350 千円支払い（装置製品 30 台分）、平成 25 年 3 月に C 社から販売代金として 29,371 千円を回収している（次図参照）。当該取引へは a 氏の関与はないと想定されているが、実際に C 社から最終ユーザーへ販売された装置製品は本追加調査報告書作成時点でも数台にとどまっている。

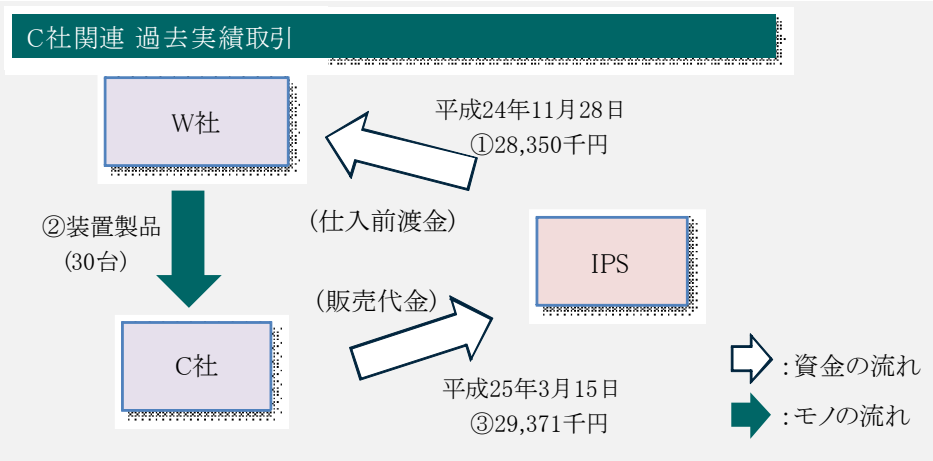

なお、当該取引に関して、平成 24 年 11 月に IPS において売上高・売上原価が計上され、平成 25 年 3 月に売掛金の回収についての会計処理が行われた。

次に、C 社でのイベントの損失についての支援を目的とした本件架空取引では、過去実績取引と同種の取引を偽装し、まず平成 25 年 1 月に装置製品 32 台分の仕入れ代金の前渡しとして IPS

からW社に30,240千円が振込まれた。その後、当該代金はIPSからの誤送金として、W社にC社へ振替えを依頼し、資金は即日C社へ流された。

IPSはC社から販売代金として、平成25年5月及び6月にそれぞれ5,000千円が回収されているが、当該一連の取引は実質的にはIPSからC社への資金貸与のための架空取引である（次図参照）。

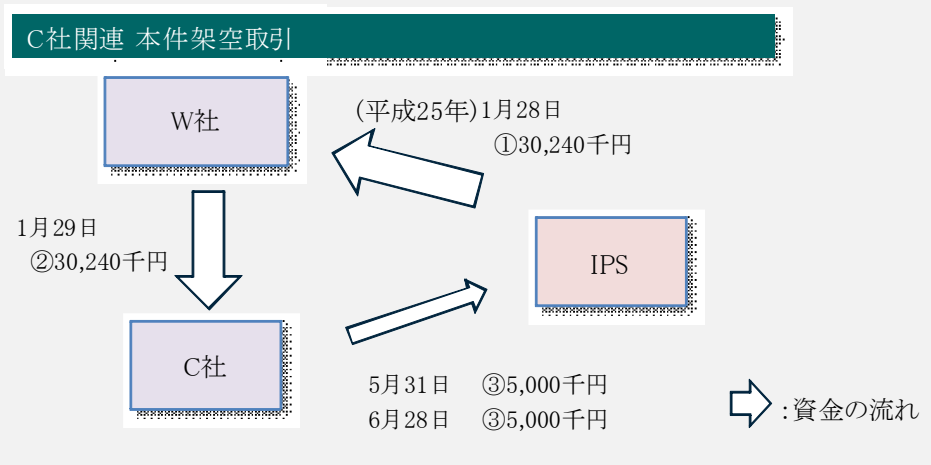

なお、当該取引に関してIPSにおいては、平成25年1月に前渡金計上された後、2月に売上高・売上原価が計上され、5月及び6月にそれぞれ売掛金の一部回収について会計処理が行われた。また、残額21,329千円については平成25年7月31日にC社から回収が行われた。

② 当該取引に関する内部統制上の不備

本件架空取引は、関連する契約書や受発注関連書類が整っており、形式上は取引要件を満たすように偽装されていた。また、消費税抜きで30,000千円以内の取引であったことから、a氏の当時の決裁権限の範囲内であったこともあり、当時の内部統制の仕組みでは必ずしも十分な発見機能を果たしえなかったものとも言える。ただし、一般的に実在性のリスクが高いと想定される直送取引に関する実在性担保のための手続が不十分だったことに関して、以下の内部統制上の不備が問題点として集約できる。

- 直送取引の計上時における実在性確認手続の不十分さ
- コンプライアンス意識の問題

③ 想定されるリスク

当該状況を前提とする限り、書類等の形式上の取引要件を満たしていたとしても、在庫が自社を経由しない直送卸取引については、取引先に対する資金的な支援を目的として、コンプライア

ンスを無視した架空の直送卸取引が行われているリスクがある。

④　本追加調査での調査手続

前述の内部統制の不備及びその結果として想定されるリスクを踏まえ、他に不正・不適切な取引がないことを確認するため、以下の手続を実施することとした。

調査手続（D）直送卸取引の実在性の検証 不正・不適切な資金支援が想定される架空の直送卸取引を検出するため、計上されている直送卸取引（売上高及び仕入高）について、在庫の移動を担保するような外部証憑の確認や、担当者・関係者へのヒアリングを通じて、当該取引の実在性の検証を行う。

調査手続（C）a 氏が関与する稟議書のレビュー（前述参照）

(4) 全体的観点からの調査項目の整理と本追加調査手続

本追加調査の方針策定のため、3 事案について各取引を再整理のうえ、追加調査手続の検討を行ったが、同種の不正・不適切な取引・処理についての調査の網羅性を高めるため、全体的観点から a 氏による今回の一連の不明瞭な取引の共通的な動機や背景、共通的な実行方法等を再整理し、前述の調査手続に加味すべく方針の整理を行った。以下、全体的観点からの調査方針の検討内容について記載する。

①　a 氏による一連の不正・不適切な行為の背景・目的

今回の一連の a 氏の不正・不適切な取引の直接的な目的は下記の 2 つであると推測した。

・特定のイベントにより発生した損失への対応

・回収懸念債権（取引先の支払資金不足）への対応

これらの共通的な目的・背景としては、特定の取引先や関係者との取引関係維持や、債権回収上の問題を回避するため、というものであった。

一連の調査において a 氏の個人的な現金の着服は認められていないが、a 氏が重視する特定の取引先・関係者については、彼らが資金面・損益面で困難な状況に直面している場合には、コンプライアンス上の一線を超えてまで支援した、ということが言える。

そのため、他に同種の不正・不適切な取引の存在を示唆するような状況がないことを確認・検討するための手続として、補填が必要となるような損失の発生や債権の回収遅延等、同種の背景・

事象が他に存在していなかったかの検討も行うものとした。さらに現在認識されている取引先以外にａ氏が関与している取引先が無いか、またそのような取引先があった場合に不正・不適切な取引が行われていないかについての検証を行うこととした。具体的には以下の手続を実施することとした。

調査手続（F）過去に債権回収が当初の回収期日より一定期間遅れた実績のある取引先の抽出と検討

取引先への不正・不適切な資金支援の存在が疑われる事象を検出するために、回収遅延債権を抽出し検討する。

調査手続（G）補填が必要となるような損失（取引先の負担含む）が生じた取引・事象の抽出と検討

取引先等への不正・不適切な資金支援の存在が疑われるような事象を検知するために、ボードミーティング（毎週開催）のミーティング資料及び取締役会（月２回開催）の議事録のレビューを行う。

調査手続（H）現時点において認識されていないａ氏が関与する取引先の抽出

不正・不適切な資金支援の存在が疑われる取引先や検証対象取引先の網羅的な検出のため、ａ氏が関与する稟議書のレビューに加え、交際費の内容レビュー、ａ氏が使用していたPCの各種ドキュメントデータ（削除済みデータの復元分含む）と、ａ氏が送受信した電子メールデータ（削除済みデータの復元分含む）のレビューを行い、検討を行う。

調査手続（E-1） 現時点において認識されていない取引が存在しないことの確認

調査の過程でａ氏との関与が判明し、不正・不適切な取引の存在が懸念される会社・個人については、確認状形式にて、取引状況の確認を実施する。

② 不正・不適切な行為に際する資金捻出

一連の不正・不適切な取引はその実行プロセスにおける共通的な事項として、いずれも何らかの資金捻出を伴っている、という点があげられる。そしてそれらは、個人的な調達資金のほか、現状の内部統制の隙間を縫って下記の方法により捻出されていた。

・IAPからの支出

・架空取引に伴う前渡金・仕入代金（買掛金）の支払い

他に同種の不正・不適切な取引の存在を示唆するような資金の捻出（会社の信用を担保とした個人借入も含む）がないことを確認するため、以下の手続を実施することとした。

調査手続（A）IAP 銀行口座の出金取引明細レビュー（前述参照）

調査手続（B）a 氏の個人口座の入出金取引明細レビュー（前述参照）

調査手続（D）直送取引の実在性の確認（前述参照）

調査手続（E-2） 現時点において認識されていない債務保証（簿外債務）が存在しないことの確認

調査の過程で a 氏の関与が判明し、不正・不適切な取引の存在が懸念される会社・個人については、確認状形式にて、アイフリーク関係会社による保証債務の有無の確認を実施する。

2 調査手続及び調査項目

(1) 本追加調査手続

「1.本追加調査の方針」で記載した調査手続は以下の通りである。

調査手続	
A	IAP の銀行口座の出金取引のレビュー
B	a 氏の個人口座の入出金取引のレビュー
C	a 氏の関与する稟議書のレビュー
D	直送卸取引の実在性の確認
E	現時点において認識されていない取引や債務保証（簿外債務）が存在しないことの確認
F	過去に債権回収が当初の回収期日より一定期間遅れた実績のある取引先の抽出と検討
G	補填が必要となるような損失（取引先の負担含む）が生じた取引・事象の抽出と検討
H	現時点において認識されていない a 氏が関与する取引先の抽出

(2) 本追加調査対象取引及び調査対象期間

調査対象とする取引については、原則として 5 百万円以上のものとした（ただし一部の調査項目についてはより少額の基準値を設定)。不正・不適切な取引の目的が取引先への資金支援や損失補填等であった点を踏まえると、少額取引のみによるスキームの組成リスクは非常に限定的であ

ると考えられること、また当初調査にて検出された不正・不適切な資金移動にはすべて 10 百万円以上の資金移動が介在していたことも踏まえ、5 百万円以上の取引を網羅的に検証することで、問題ある取引は概ね全て抽出しうると考えられるため、今回の本追加調査では 5 百万円を検証金額の基準値とした。

なお、本追加調査において、追加的な不正・不適切な取引が検出された場合は、より少額の基準金額による追加調査を検討するものとする。

調査対象期間については、平成 23 年 4 月以降を主たる対象期間とした。当初調査にて検出された不正・不適切な取引はいずれも平成 23 年 4 月以降に実行されているが、その背景としては、a 氏がアイフリークの事業担当役員となり、事業部の管理責任・損益責任が生じたという点が最大の要因であると想定されるため、本追加調査においては、平成 23 年 4 月以降を主たる対象期間とした。ただし、管理担当取締役となった平成 21 年 7 月以降についても、一定の管理責任の存在が想定されるため、自らが直接担当しない先についても何らかの支援等を行った可能性は排除できない。そのため、個人口座及び債権管理が関連する回収遅延債権のレビューについては、平成 21 年 4 月以降を調査対象期間とする。

なお、他に不正・不適切な取引がないことを検証する上で、a 氏の個人口座については、不明瞭な資金フロー及び取引先の検知のために非常に重要な情報と考えられたため、a 氏のアイフリーク取締役就任時である平成 20 年 4 月以降について取引明細もしくは預金通帳の提出をうけレビューを行うこととした。また、検討対象については上記金額基準に関わらず、1 百万円以上の入出金取引を対象とし、さらに 1 百万円未満の取引であっても、金融機関への振込手数料及び極めて有名な企業への支出等を除き、必要に応じて検証対象とした。

以上を踏まえ、各調査手続の調査対象及び対象期間は以下の通りとした。

調査手続		主な調査目的	調査対象期間及び調査対象
A	IAP 銀行口座の取引明細レビュー（出金取引）	不正・不適切な資金捻出の一端を検出すること	調査対象期間は、a 氏の IAP 代表取締役への就任時である平成 25 年 1 月以降同年 6 月末までとする。 対象銀行口座は IAP の銀行預金口座のうち、直接外部への資金移動には利用できない投資運用口座を除く銀行 3 行の 7 口座とし、1 日当たりの出金合計額が 5 百万円以上を超える出金について検証対象とする。

調査手続		主な調査目的	調査対象期間及び調査対象
B	a 氏の個人口座の取引明細レビュー（入出金取引）	不正・不適切な資金フローの一端を検出すること	調査対象期間は、a 氏がアイフリークの取締役への就任時である平成 20 年 4 月以降とする。対象銀行口座は a 氏が所有する銀行預金口座とし、1 百万円以上の入出金取引について全件ヒアリングを実施する。また 1 百万円未満の取引であっても、金融機関への振込手数料、極めて有名な企業への支出等を除き、必要に応じて検証を行うこととする。
C	a 氏の関与する稟議書のレビュー	不適切な公私混同・通常ルールからの逸脱（資金移動含む）が疑われる取引の検出	レビュー対象期間は a 氏がアイフリークの取締役となった平成 20 年 4 月以降とし、a 氏が最終承認者となっている全ての稟議書を調査対象とする。
D	直送卸取引の実在性の確認	不正・不適切な資金支援が想定される架空の直送取引の検出	調査対象期間は直送卸取引が開始された平成 24 年 4 月以降とし、5 百万円以上の全ての直送卸取引を対象とする。
E	現時点において認識されていない取引や債務保証が存在しないことの確認	不正・不適切な取引関係及び簿外債務の検出	調査の過程で登場した会社・個人につき、a 氏との不正・不適切な取引の存在が懸念される先について、確認状形式にてアイフリーク及びアイフリーク関係会社との取引状況、債権債務の残高及び債務保証の有無の確認を実施する。
F	過去に債権回収が当初の回収期日より一定期間遅れた実績のある取引先の抽出と検討	不正・不適切な資金支援の存在が疑われる事象の検出	調査対象期間は a 氏がアイフリークの管理担当取締役となり、債権管理に関し一定の責任が生じたと想定される平成 21 年 4 月以降とする。 調査対象は、各四半期末の売掛金残高のうち、売上計上月から 3 カ月を超えてもなお未入金の金額が 5 百万円以上存在する取引先とする。
G	補填が必要となるような損失（取引先の負担含む）が生じた取引・事象の抽出と検討	不正・不適切な資金支援の存在が疑われる事象の検出	レビュー対象期間については a 氏がアイフリークの事業担当役員となり、事業部の管理責任・損益責任が生じた平成 23 年 4 月以降とする。レビューは左記目的を主眼とし、ボードミーティング（平成 25 年 3 月末まで毎週開催）の会議資料及び取締役会（月 2 回開催）議事録のレビューを行う。
H	現時点において認識されていない a 氏が関与する取引先の抽出と当該取引先との不正・不適切取引の存在有無の検討	不正・不適切な資金支援の存在が疑われる取引先の検出	不正・不適切な取引の存在が疑われる取引先の検出を主眼として稟議書のレビュー（上記 C と並行実施）、a 氏の交際費のレビュー、a 氏の PC データ及び電子メールの復元・解析、レビューを行う。

本追加調査　調査対象期間の整理

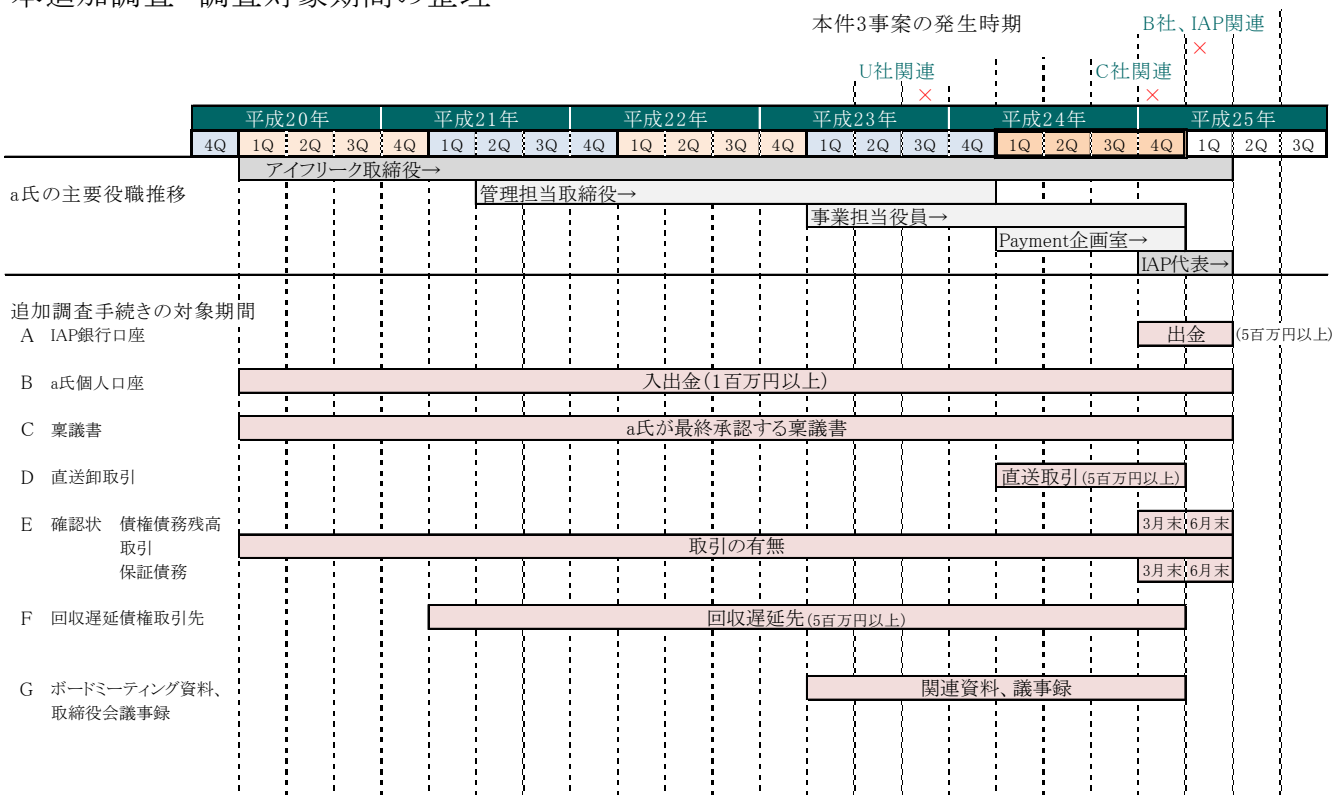

(3) 文書及びデータの散逸の防止

当初調査において、調査委員会による資料及び電子メールデータの分析・検証作業にあたり、調査委員会より、関係者各位に対し、文書及びデータ保存のお願いについて文書を発し、証憑の散逸に留意した。

(4) PC データ及び電子メールデータの分析・検証

本追加調査においては、当初調査における電子メールデータの解析に加え、外部の専門家からの技術的な支援作業を受け、以下の通り、a 氏の利用していた PC 及びメールサーバのデータ収集及び復元を行った。

a 氏が利用していた PC については、平成 24 年 7 月頃から 12 月頃の利用 PC 及び平成 24 年 12 月頃から現在までの利用 PC についてデータ復元及びファイル拡張子によるデータ抽出を行い、それぞれ調査対象として電子ドキュメントが 12,604 件、1,885 件、電子メールが 449 件、45 件抽出された。それ以前の利用 PC についてはリース会社に返却済みで、データ復元は出来なかっ

た。メールシステムについても、メールサーバ及びメールアーカイブのデータ復元を行い、メールアドレスによる検索等の結果、調査対象として旧メールシステムから 5,210 件、新メールシステムから 6,787 件が抽出された。

当該抽出データについては、後述の「第 3、1(H)現時点において認識されていない a 氏が関与する取引先の抽出」の調査手続にて、データ分析及び検討を行っている。

(5) ヒアリング

本追加調査に必要な範囲で、a 氏及び社内関係者へのヒアリングを実施した。

(6) その他補足的に必要となった調査

上記の調査を行う過程で新たに検証が必要となった事項について、取引に関する証憑書類及び社内資料の分析、担当者へのヒアリング等を補足的に行った。

3 調査期間

調査委員会は、平成 25 年 8 月 7 日から、本追加調査報告書の作成日である同年 8 月 29 日までの間、本追加調査を行った。

4 調査体制

(1) 調査委員会

調査委員会による本追加調査は、以下の調査委員会委員において実施された。なお、調査委員会委員の選定に際しては、当初調査にて、監査法人及び外部委員立会のもとにヒアリングを行い、a 氏との関係、本件との利害関係の有無等、本件との関係等、その相当性について検証したうえで選定している。

【調査委員会委員】

アイフリーク常勤監査役	光安　直樹（公認会計士、税理士）
アイフリーク監査役	吉原　洋（弁護士）
アイフリーク取締役	谷内　進（社外取締役）

また、調査委員会の補助者として、上記のとおり本追加調査においては会計的な確認が必要なため、不正調査の経験を有し、アイフリークと利害関係のない株式会社アカウンティング・アドバイザリーの代表取締役であり公認会計士の井上寅喜氏が調査委員会の調査の補助を行い、同会計士の指示に基づき、複数の公認会計士がサポートしている。

また、当初調査と同様に、現実的なマンパワーの問題及び法的側面からのサポートの必要性より、監査法人への報告及び下記外部委員の承認を得て、アイフリークの顧問弁護士であるｃ弁護士にてサポートを行い、同弁護士の指示に基づき、複数名の弁護士がサポートしている。さらに、調査対象資料開示の迅速性などの担保のため、アイフリーク従業員２名に調査委員会事務局を兼務させることとした。当該従業員の選定に際しては、当初調査において、調査対象となり得る業務との関連性の低い者、及び調査委員会委員、監査法人並びに外部委員立会のもとにヒアリングを行い、ａ氏との関係、本件との利害関係の有無等、本件との関係等、その相当性について検証した者を選定している。当該従業員に対しては、当初調査において、調査委員会で行われた調査及び検討内容等の秘密保持の厳守を求め、上司である取締役等から圧力をかけられた場合には、速やかに調査委員会に報告するよう求めている。

調査におけるアイフリークからの独立性・正確性の確保等の観点から、調査委員会は調査開始にあたり、①調査報告書の起案権が調査委員会に専属すること、及び②アイフリークが調査に全面的に協力することについて、アイフリークから承諾を得ている。

(2) 外部委員

当初調査と同様、アイフリーク及び本件と利害関係のない弁護士事務所所属の弁護士２名を外部委員として選任し、本追加調査の手続の適正を調査することとなった。なお、外部委員は、手続の適正を確認することを職務範囲としており、自ら主体的に調査を行うものではなく、本追加調査自体の内容を保証するものではない。

5　調査の限界

本追加調査において、調査委員会は、アイフリークから入手した調査対象事項に関連する契約書類、議事録、経理関係書類、ａ氏名義の金融機関口座の通帳等を事前に検討・分析した上、ヒアリングに臨み、対象者の供述態度を慎重に観察し、客観的証拠や経験則に照らし合わせながら、供述の信用性を吟味しつつ事実を聞き取るとともに、記憶が曖昧な場合には記憶喚起を促し、あるいは供述内容が合理的でない場合にはその点を指摘するなどして、より真実に

近い供述を引き出すための最大限の努力を行った。

しかしながら、本追加調査には、以下の理由により限界があることに留意されたい。

本追加調査は平成25年8月29日までの短期間に行われることが予定されており、時間的制約の中で膨大な資料の中からある程度合理的な範囲で調査対象事項及びこれに関する資料を限定して抽出し、優先順位をつけて対応せざるを得ない面があった。

また、「第2,2(4) PCデータ及び電子メールデータの分析・検証」に記載の通り、PCデータと電子メールデータの収集及び過去の削除済みデータ等の復元を行ったが、既に手元に残ってないPCがあった点、「第3,1(H)現時点において認識されていないa氏が関与する取引先の抽出」に記載の通り、データの完全な復元ができず、データが破損しており、キーワードでの検索や内容の判別ができないファイルも少なからず存在したため、電子データの入手という点でも限界があった。

加えて、いわゆる捜査機関による捜査と異なり、本追加調査においては、捜索・差押え等の強制処分を行うことはできず、これらを用いた、あるいはこれらを背景とした調査は行われていない。その意味で、本追加調査において、関係者からの任意の協力の有無及びその程度により影響を受けざるを得ない部分があったことは否定できない。

第3　調査結果

1　個別調査項目の調査内容及び調査結果

(A) IAP口座の取引明細レビュー（出金取引）

【調査内容】

IAPが平成25年1月以降所有する銀行3行の7口座を調査の対象とした。

IAPには上記口座以外に資金の運用を金融機関に一任する投資運用口座も所有しているが、これら口座からの出金は必ず上記の調査対象口座に入金されることになるので、調査対象からは除外した。また、昨年より休眠中の口座も合わせて調査対象より除外した。

取引明細のレビューに際し、5百万円(外貨建て口座については50千USドル及び50千シンガポールドル)以上の出金取引について、関連証憑書類を入手するとともに、当該出金が不正・不適切な資金捻出の財源に充てられたものでないかについて検討を行った。

【調査結果】

抽出した出金取引（31 件）につき、当初調査で判明している不正・不適切な出金取引以外は、全て口座間の振替や、取引先への支払、従業員への給与の支払等で、通常の事業の範囲内での出金であり、不正・不適切な資金捻出が疑われる出金取引は検出されなかった。

(B) a 氏の個人口座の取引明細レビュー

【調査内容】

a 氏が個人として取引している銀行のうち、家族が日常的な使途のために使用する口座を除く銀行 9 行の 11 口座を調査対象とした。これらの口座の平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの取引明細もしくは預金通帳に記載されている取引のうち、1 件あたり 1 百万円以上の入出金取引全件を検証対象とし、また 1 百万円未満の取引であっても金融機関への振込手数料や極めて有名な企業との取引を除き、必要に応じて検証対象とした。

これらの入出金取引について､a 氏に当初の調査において識別された関係者との取引について、取引内容の説明を求め、個人的な取引であることの説明を受けた。また、これまでに識別されていない相手先との取引についても、個人的な取引であることの説明を求めた。

なお、不動産取引など、一部金額が大きい取引に関しては、関連証憑書類を入手して金額等の照合を実施したものもある。

【調査結果】

以上の調査の結果、当初調査で判明している不正・不適切な出金取引以外について、以下の 2 件の検出事項を除き、不正・不適切な資金移動と推測される取引は発見されなかった。

【検出事項】

1. AF 社への出金取引（5,250,000 円）

平成 24 年 5 月 31 日に a 氏個人口座から AF 社へ 5,250,000 円の振込が記録されていた。a 氏へのヒアリングにより個人的に支払ったミネラルウォータ廃棄費用であるとの証言を得たものの、金額が多額であり疑わしき取引と思われたため、請求書などの資料の提出を求め、また、a 氏の下で営業責任者であったｗ氏にヒアリングを行うなど、支出内容の確認を行った。

以上の結果、当該取引は、アイフリークが大量に保有していた水商品の廃棄処理に関わる支出であると推測された。当該商品は、平成 23 年 4 月に約 46 百万円で購入され、その後滞留していたもので、平成 24 年 3 月期において減損処理され、平成 24 年 3 月 31 日現在、簿価約 1 百万円であった。一方、大量の水商品は、BB 社の倉庫に保管されていたが、倉庫の保管料も月額 1 百万円

を超える金額であった。当該商品の賞味期限が平成24年5月に迫り、会計上の手当ては済んでいるものの、倉庫保管料が嵩むため、処分方法を検討する過程で、w氏は、上記倉庫会社に廃棄費用を確認したところ、10百万円から20百万円の見積り費用の提示があったため、コストがかからないような引き取り先を探している中、平成24年4月下旬にC社j氏から無償で引き取ってくれる相手先（AG社）を紹介してもらった。w氏によれば、当初、運送費用等の負担を求められたことはなく、また、引き取りにあたってアイフリークと相手先との間で具体的な契約書を交わしたこともなく、会社としては減損処理が済んだ商品の無償での引き取りを想定していたとの証言を得た。平成24年5月におけるw氏とC社j氏との複数のメールに、保管されていたBB社の倉庫から水商品をBC社がAG社へ配送するやり取りが記録されていた。メールの添付資料によれば、配送は、平成24年5月2日から5月23日にかけて行われたと思われる。

これらを基にa氏に何故個人的な支払処理を行ったのか、ヒアリングを行った。a氏によれば、部下であるw氏から引き取り先を相談したC社j氏より後日その処分費用の話があがり、困惑していると聞いたこと、この時点でアイフリークに請求が来ても決裁処理にw氏が困るであろうと思ったこと、また、自分が管理責任を有している事業部の部門予算もなかったこと、などから個人で支払処理する方法を選んだとのことであった。平成24年5月下旬に、a氏はC社j氏にAH社a氏宛ての請求書を発行させ、それに基づき上記の個人での支払処理を行っている。なお、AH社とは、今後の事業展開をするにあたり会社を設立する際に候補として考えていた会社名であったが、実際には使用されておらず、実在しない会社であると本人は証言している。

a氏が行ったAF社への支払取引が、アイフリークが負担すべき正規の費用であるか否か判断しなければならないが、平成24年5月の水商品処分時の稟議書が発見されず、また、引き取り相手と推測されるAG社との契約書もなく、運送会社の請求書などの存在も確認できないことから、これまでに入手した証憑書類、ヒアリング結果からはアイフリークにおいて負担すべき取引であると判断を下せるほどの確証はない。

2. AI社への出金取引（1,169,744円）

平成24年6月25日にa氏個人口座からAI社へ1,169,744円の振込が記録されていた。a氏へのヒアリングにより個人的な貸付金であるとの証言を得たものの、疑わしき取引と思われたため、「AI社」を検索ワードとして電子メールの分析を行った。その結果、以下の事実が判明した。

アイフリークはAI社の商品を取扱うにあたり、アイフリークは当該商品を製造業者であるBD社から直接仕入れ、販売したかったが、ある取引条件が付いていたため当該商品の企画販売元になれなかった。したがって、当該商品はAI社が企画販売元として一旦仕入れることになった。そ

の結果、当該商品はBD社からAI社が仕入れ、AI社からアイフリークが仕入れることになった。

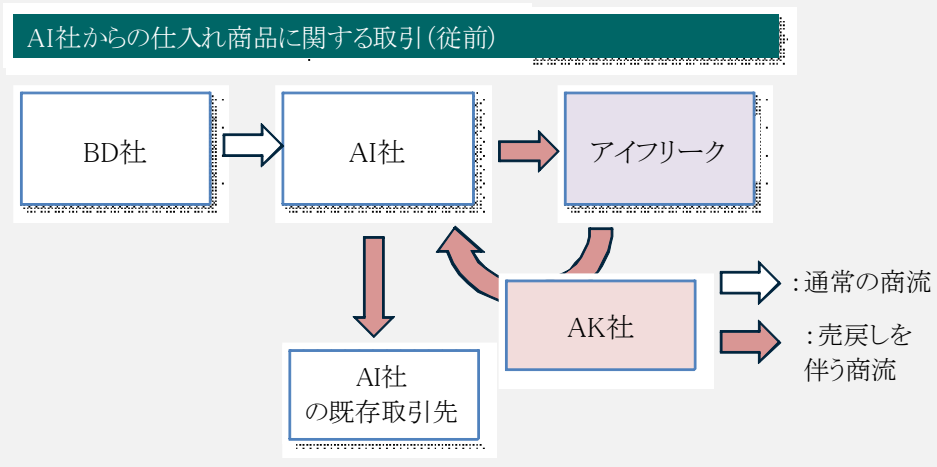

AI社から仕入れた商品はAK社を仲介し、再度AI社に売却されていた。また、アイフリークの粗利率は1%程度であった。ここで、AI社への売却が売戻しのように見えるが、最初のAI社からの仕入がある取引条件を充足するためのものなので、いわゆる売戻し等の条件の付いた契約とは異なるものであるとの見方もできる。

AK社を介したAI社への売却は、平成23年7月ごろAI社と取引を開始する際に、一部のAI社の既存取引先からAI社直送でなければならないとの条件がついたことが原因であった。その結果、その一部のAI社の既存取引先に対応するためにAK社を経由してAI社に売却する商流を上図の通り構築した。しかし、実際には仕入商品のすべてがAI社へ売却され、AI社以外の販売先は獲得できなかった。また、すべての商品がAI社に売却されていたため、AI社からアイフリークに在庫の移動はなかった。なお、この商流におけるAK社を介した取引は、平成24年6月25日のa氏によるAI社への個人的な資金の供与を境に見直された結果、平成24年8月以降は行われていない。

平成24年3月期の数値は、AI社商品の仕入5,470,000円に対し、AK社に対する売上金額が4,092,236円（原価：5,470,000円）であった。なお、AK社に対する売上損益がマイナスになっているのは、期末在庫1,452,900円が計上漏れであったことが原因で、今回の追加調査の過程で経理部にて確認された。

a氏の知り合いの会社であるAK社は、アイフリークとAI社の間の帳合先であったため、AI社からの入金がない限りアイフリークへの支払いはなされない。当時AI社が資金難に陥っていたため、AI社からAK社への支払いが行われず、その結果、アイフリークのAK社からの売掛金回収も滞った。a氏はAI社にAK社への支払資金の1,169,744円（貸付時点でのAI社のAK社への未払買掛金相当額）を貸付けた結果、AI社はAK社へ同額を支払い、AK社は回収した同額をアイフリークに返済したため、結果としてアイフリークのAK社からの滞留売掛金は解消された。

当該取引の背景・動機として、(1) AI 社との出会いは、a 氏の元職場の上司の紹介案件であったこと、(2) アイフリークの AI 社との取引開始は、a 氏が社内の実務担当者に指示をして開始したこと、などから AI 社（すなわち、AK 社）が滞留債権を発生させることを回避する誘因が働いたものと推測される。

事実関係に相違はあるものの、当初調査において判明した U 社との取引における個人の資金を以って、アイフリークの滞留債権を解消させるという構図と同様な性質の取引である。a 氏の AI 社への貸付は、本人の供述によれば個人的な金銭消費貸借契約であるとのことであったが、実質的にアイフリークの売上債権回収資金として利用されたものであると認定した。

また、AI 社との取引開始時は、アイフリークが直接外部へ販売する予定だったとの説明を受けたが、その外部販売先がなく、結果的に AI 社直売条件の販売先しかなかったことから、すべて AI 社に売り戻していること、在庫移動が行われていなかったこと、粗利率が 1%程度と小さいことなどから、結果として通常の売上・仕入取引ではなく、実質的な貸付取引（AI 社の仕入代金のファイナンス）であった可能性は否定できない。

【追加手続】

以上の検出事項が上がったため、a 氏が深く関わった取引先を追加的に調査するため、「D 社」他 7 つの取引先名を検索ワードとして、a 氏の電子メールの分析を行った。これらの取引先を選定するに当たっては、a 氏に過去 5 年間の仕入先、売上先リストを見せ、その中から本人が直接開拓した取引先など、深く関与した取引先を申告させ、a 氏の下で営業責任者であったｗ氏にリストと当該申告情報を見てもらい、ｗ氏の意見も参考に決定した。

【追加手続の調査結果】

上記検索ワードを基に抽出されたメールの内容が、不正・不適切な取引であると疑われるような記述がなされていないかという観点から慎重に検討を行った結果、不正・不適切な取引であると疑われるような兆候は検出されなかった。

(C) a 氏の関与する稟議書のレビュー

【調査内容】

稟議書データシステムより、平成 20 年 4 月以降の稟議案件データの内、a 氏が最終承認者となる案件を抽出し、不適切な公私混同や通常ルールからの逸脱（資金移動含む）がないかどうか、という観点からレビューを行った。また後述する手続(H)における不正・不適切な取引の存

在が疑われる取引先が登場していないかどうか、という観点も加味した。

【調査結果】

当該抽出データ 928 件全てをレビューした結果、当初調査で判明しているものを除き、特に不適切な公私混同や通常ルールからの逸脱（資金移動含む）と疑われる取引は検出されなかった。また、現在判明している以外に不正・不適切な関与が疑われる新たな取引先は検出されなかった。

(D) 直送卸取引の実在性の確認

【調査内容】

平成 24 年 4 月 1 日より開始された直送卸取引について、その取引の実在性を確認するため、在庫移動の外部証憑（外部業者の送り状等）の確認や担当者・関係者へのヒアリングを行った。検証対象とした取引は 1 件あたりの取引金額（仕入金額）が 5 百万円以上の案件を対象とするが、一連の取引が不正に小口に分割され実行されているリスクを鑑み、同月内で同一仕入先に関わる直送卸取引金額（仕入金額）合計が 5 百万円以上である取引群も検証対象とすることとした。

具体的には前述の基準により抽出された 15 件（同一仕入先・同月内での複数取引については 1 件としてカウント）の直送卸取引について、以下の証憑書類のいずれかとの突合を行うことによりその実在性の確認を行った。

A) 仕入先からの出庫・出荷の事実の確認できる証憑書類（運送会社や物流会社の受領書類や伝票控え、納品書控え等）
B) 得意先もしくは商品の配送先での受領・検品の事実の確認できる証憑書類（得意先や配送先の受領書、検収書類等）

【検証対象取引及び実在性の確認状況】

検証対象取引及び証憑突合等による実在性の確認状況は次の通りである。

（単位：円）

No	得意先	仕入先	計上月	納品日	仕入金額（税抜き）	売上金額（税抜き）	当該取引の実在性の確認状況及び確認結果
1	B社	N社	11月	平成24年11月30日	5,750,000	5,980,250	仕入先であるO社から出荷時の運送会社（AZ社）への配送依頼伝票の「ご依頼人控え」をO社より電子メール添付にて入手した。さらに当該伝票記載のお問い合わせ番号に対し、運送会社に配送実績を確認し、商品の引渡しの事実について確認した。
		O社	11月	平成24年11月30日	3,450,000	3,588,000	
2	D社	AS社	3月	平成25年3月30日	26,615,369	27,194,917	仕入先であるAS社のu氏より、u氏宛に資材メーカーへの手配・発注窓口であるY社のac氏が送ったメールにPDFにて添付してある受領日及び受領者のサインのある「納品受領書」若しくは「荷物配送受領書」を入手し、納品の事実を確認した。
3	AM社	AW社	7月	平成24年7月27日、30日	15,419,281	16,190,245	得意先であるAM社のab氏より、cargo receipt（貨物受領証）を電子メールに添付されたPDFファイルにて入手することにより当該出荷の事実について確認した。
4	AL社	AN社	8月	平成24年8月31日	5,213,800	5,318,346	後述【担当者ヒアリング】参照
				平成24年8月31日	5,213,800	5,318,076	
5	AL社	AO社	9月	平成24年9月11日	3,876,000	3,953,790	後述【納入先往査】参照
				平成24年9月28日	4,641,951	4,735,060	
6	AL社	AO社	10月	平成24年10月4日	8,351,880	8,519,187	後述【納入先往査】参照
7	AL社	AO社	11月	平成24年11月15日	4,164,000	4,247,550	後述【納入先往査】参照
				平成24年11月29日	2,937,600	2,996,621	
8	AL社	AP社	12月	平成24年12月1日	2,800,000	2,856,070	後述【担当者ヒアリング】参照
				平成24年12月2日	2,750,000	2,805,000	
				平成24年12月3日	1,710,000	1,744,200	
9		AO社	12月	平成24年12月10日	1,450,000	1,479,270	後述【納入先往査】参照
				平成24年12月11日	1,450,000	1,479,270	
				平成24年12月20日	2,392,000	2,440,110	
				平成24年12月21日	2,296,200	2,342,124	
				平成24年12月22日	2,208,000	2,252,160	
				平成24年12月23日	2,208,000	2,252,160	
10	AL社	AO社	1月	平成25年1月6日	1,061,280	1,082,773	後述【納入先往査】参照
				平成25年1月7日	2,569,200	2,620,852	
				平成25年1月8日	2,150,400	2,193,676	
				平成25年1月9日	2,800,000	2,856,270	
				平成25年1月10日	2,800,000	2,856,270	
				平成25年1月11日	2,800,000	2,856,270	
				平成25年1月12日	2,800,000	2,856,270	
11	AL社	AO社	2月	平成25年2月1日	1,346,400	1,373,328	後述【納入先往査】参照
				平成25年2月1日	2,244,000	2,288,880	
				平成25年2月2日	1,115,000	1,137,570	
				平成25年2月3日	2,783,200	2,839,138	
				平成25年2月4日	2,800,000	2,856,270	
				平成25年2月5日	2,800,000	2,856,270	
				平成25年2月6日	2,392,000	2,440,112	
				平成25年2月7日	2,416,600	2,465,202	
12	AL社	AO社	3月	平成25年3月2日	2,620,000	2,672,670	後述【納入先往査】参照
				平成25年3月3日	1,380,000	1,407,870	
				平成25年3月4日	2,016,000	2,056,586	
				平成25年3月5日	1,728,000	1,762,830	
13	AQ社	AR社	7月	平成24年7月13日	19,047,619	19,809,524	得意先であるAQ社から、AQ社からの商品納入先であるAX社の検品を示す押印のある入荷予定連絡書を電子メールにて入手し、当該出荷の事実について確認した。
14	AQ社	AR社	10月	平成24年10月15日	19,028,571	19,789,080	得意先であるAQ社から、AQ社からの商品納入先であるAY社の検品を示す押印のある入荷予定連絡書を電子メールにて入手し、当該出荷の事実について確認した。
15	AQ社	AR社	1月	平成25年1月27日	2,800,000	2,912,000	得意先であるAQ社から、AQ社からの商品納入先であるAY社の検品を示す押印のある入荷予定連絡書を電子メールにて入手し、当該出荷の事実について確認した。
				平成25年1月28日	2,800,000	2,912,000	
				平成25年1月29日	2,800,000	2,912,000	
				平成25年1月30日	2,800,000	2,912,000	
				平成25年1月30日	2,000,000	2,080,000	
				平成25年1月31日	2,095,238	2,179,100	
				平成25年1月31日	2,095,238	2,179,100	

【納入先往査】

№5，6，7，9，10，11，12 の取引はいずれも、AO 社から仕入れ、AL 社に販売し、商品については、AL 社向け出荷品の納入場所である AE 社に納入される、というものであった。AO 社からの出荷品の納入場所である AE 社に往査し、現場の在庫受け払いシステムの端末にて当該取引の対象物品の納入実績データについてサンプルベースで確認を行うことにより、当該商品が確かに存在し、取引が実在していたことを確認した（なお、対象となる取引件数 27 件に対して、ランダムに 24 件、89%を選定し、すべてシステム上の登録を確認したことから、残り 3 件、11%の取引の確認作業を省略した）。

【担当者ヒアリング】

№4、8 の 2 取引については、調査報告日時点において依然実在性を担保する外部証憑の入手等ができていないため、当該取引については得意先である株式会社 AL 社の取引担当者及び責任者である x 氏に電話にて確認を行い、当該取引の実在性について多面的な質問を行い、回答を得ることで、当該取引の実在性に関する心証形成を行った。質問に際しては、当該取引に a 氏が関与していたかどうか、取引対象商品の調達ルート、商品の納品先及び販売ルート、現時点における当該商品の販売状況及び過去に直送取引に起因して問題が起きたかどうか等、複数の角度からの質問を行った。

【調査結果】

検証を行った 15 件の直送卸取引については、不正・不適切に資金を捻出するための架空取引であると疑われる兆候は検出されなかった。

(E) 現時点において認識されていない取引や債務保証が存在しないことの確認

【調査内容】

一連の調査において a 氏との関係があった、もしくは関係が疑われる先について確認状形式にて以下の事項を書面にて確認を行うとともに、回答内容について、アイフリーク側での認識と照合・調整を行った。

① 平成 25 年 3 月 31 日時点におけるアイフリーク、IAP、F 社及び A 社に対する債権債務の有無及びある場合は残高と内容
② 平成 25 年 6 月 30 日時点におけるアイフリーク、AT 社、AU 社、IPS、IAP、F 社、A 社に対する債権債務の有無及びある場合は残高と内容

③　平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までのアイフリーク、AT 社、AU 社、IPS、IAP、F 社、A 社に対する取引の有無及びある場合は金額と内容

④　平成 25 年 3 月 31 日及び平成 25 年 6 月 30 日現在でのアイフリーク、AT 社、AU 社、IPS、IAP、F 社、A 社の債務保証の有無及びある場合は保証残高と内容

確認状による確認検証対象候補として、会社 50 社及び個人 18 名（左記対象会社の代表者含む）を抽出したが、取引状況や個人情報・プライバシーを配慮した個人確認先 3 件、発送に必要な詳細情報が判明しなかった会社確認先 1 件、現行ビジネスへの影響等を勘案し発送を中止した 4 社、会社関係者の上申書にて対応するため発送を省略した先 1 社を除き、合計 59 件について確認状を発送した。

【調査結果】

平成 25 年 8 月 28 日時点で会社確認先 35 件、個人確認先 14 件について確認状の回答を回収し、内容について当社の把握する情報との照合検討を行った。

回答内容については、当社にておいて把握している取引及び残高との照合及び調整を行ったが、不整合はなく、また追加的な債務保証残高も認められなかった。

(F) 過去に債権回収が当初の回収期日より一定期間遅れた実績のある取引先の抽出と検討

【調査内容】

検証先の抽出は、売掛金の総勘定元帳（平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日）から行った。具体的には各四半期末において 5 百万円を超える残高を有する取引先を抽出し、これら債権に売上計上時から 3 カ月（主要な回収サイトは 2 ヶ月）未回収残高となっている残高が 5 百万円を超える取引先について、経理担当マネージャー等へのヒアリングまたは稟議書や契約書等の追加資料を入手・検討することによって、当該回収遅延について、不正・不適切な資金捻出が疑われるような不自然な遅延及びその後の回収がないかについて検討を行った。

【調査結果】

検証対象期間において、一部売掛金について未回収残高の発生が見られたが、異常性のある回収遅延に該当するものではなく、不正・不適切な資金捻出が疑われるような不自然な遅延及びその後の回収がみられる取引先は検出されなかった。

(G) 補填が必要となるような損失（取引先の負担含む）が生じた取引・事象の抽出と検討

【調査内容】

アイフリークが行う各種ビジネス・取引の状況について定期的に共有・議論される場であるボードミーティング（週 1 回の開催で出席者は取締役、補欠取締役であり、補助者として管理グループ長、経営企画ユニット長が出席）及び取締役会（月 2 回の開催、出席者は取締役、監査役であり、補助者として補欠取締役、管理グループ長が出席）において、a 氏が事業部の管理責任や取引先との関係等から、資金的な支援を不正・不適切に支援・補填の存在が疑われるような事案や兆候がないかどうか、という観点からレビューを行った。

具体的には平成 23 年 4 月 1 日以降開催のボードミーティングに関する議案及び関連資料、取締役会の議事録を基に、各会議への出席者や議案の関係者に適宜ヒアリングによる確認を行いながらレビューを行った。

【調査結果】

議案書及び関連資料をレビューした結果、当初調査で判明しているものを除き、特に不正・不適切な資金支援・補填の存在が疑われるような事案や兆候は検出されなかった。

(H) 現時点において認識されていない a 氏が関与する取引先の抽出

【調査内容】

不正・不適切な取引の存在が疑われる取引先の検出を主眼として、a 氏の関与する書類、作成した文書・電子メール等につき幅広くレビューを実施した。

① 稟議書については前述の手続（C）において、当該視点も踏まえてレビューを行った（調査結果については前述の手続（C）参照）。

② また、a 氏に関連する交際費の支出データ（稟議書データシステムから抽出。3 万円以上）を基に、相手先との不明瞭な関係が疑われる支出がないかについて、関連資料のレビューや a 氏へのヒアリングにより確認を行った。同席者や支出金額等に特段不明瞭な関係が疑われる飲食費支出等はみられなかった。

③ 次に「第 2,2(4) PC データ及び電子メールデータの分析・検証」に記載の通り、過去の削除済みデータ等の復元を行った上で、a 氏の PC（一時使用 PC も含む）内のデータ及び電

子メールのデータについて、分析・調査を行った。

〔PC データ〕

データの分析に際しては、調査の時間的な制約を踏まえ、レビュー対象とする電子ファイルは一定のキーワード検索にて抽出された電子文書データに限定した。

今回の一連のａ氏による不正・不適切な行為の特徴として、取引先に対する何らかの損失の補填や資金の貸付を行うという点、また必ずこれら支援資金について借入等の何らかの資金捻出を伴っている点がみられた。他に同様の不正・不適切な取引や事象が企画・実行されていないかを効果的に検証するため、前述の電子ファイルについて、このような取引の計画に際して作成された文書との関連が疑われるキーワードや取引の実行に関し作成された文書との関連が想定されるキーワードとして、以下の 6 つのキーワードを設定し検索を行った。

電子ファイルのレビュー対象抽出キーワード

①補填、②債務保証、③念書、④損失、⑤貸付、⑥借入

【PC データ　調査結果】

PC 内に保存のワード、エクセル、PDF 等のデータのファイル総数は 14,489 件で、うち上記キーワードにて検索に該当したデータは 1,334 件であった。この内、1,296 件については「会社一般資料」と分類出来たため、残りの 38 件を「要確認文書」とし、ａ氏にヒアリングを行い、内容確認と分析を行った。

当該 38 件の文書の内、17 件が契約書のドラフトであった。内容的に重複した複数バージョンが含まれていたため、契約の本数としては 5 本、主に金銭消費貸借、販売取引締結のための各種契約書等であった。これらは既に当初調査において把握済みの情報であったため、特段の追加の詳細調査は行っていない。次に「LOAN AGREEMENT」として、U 社が関連する金銭消費貸借契約書があったが、こちらについては、関連する電子メールを関連キーワードで検索し、ａ氏やｂ氏に追加ヒアリングを行い、追加調査を行った（後述参照）。

他にａ氏が当初調査時に経緯報告用に作成した文書データが 7 件、会社の通常の業務のために使用する資料(公的機関等への申請資料、外部からの質問への回答等)が 9 件、個人のテキストメモ 4 件及び外部からの入手資料が 1 件であったが、既に把握済みの内容であるため追加の詳細調査を要するものではなく、PC 内のデータから、現時点において認識されていないａ氏が関与する取引先及び不正･不適切な資金支援の存在が疑われるような事項は検出されなかった。

〔電子メールデータ〕

データの分析に際しては、調査の時間的な制約を踏まえ、PC データと同様に一定のキーワード検索にて抽出された電子文書データに限定して行った。

電子メールデータのレビュー対象抽出キーワード

①補填、②債務保証、③念書、④損失、⑤貸付、⑥借入（以上、PC のデータの検索ワードと同じ）、⑦送金、⑧口座（以上、当初の調査において不正・不適切な取引として発覚した取引の検索ワード）、⑨K 社、⑩ｋ氏（以上、a 氏の個人事業とアイフリークにおける新規ビジネスで IAP と関係を深めた相手先）、⑪ｙ氏、⑫ｚ氏、⑬AI 社（以上、個人銀行口座において入出金が確認された相手先）、⑭AH 社（新設会社の候補名としてあがっていた名前）

【メールデータ　調査結果】

メールデータ総数は 12,491 件、うち検索に該当したメールが 1,268 件であった。該当メールについて、社内関係者に確認を行った結果、依然内容の不明なものが 62 件あり、a 氏に直接追加質問を行った。

内容はアイフリークの売掛債権の未回収に関連する不明瞭な内容のメールが 10 件あり、その内容は前述されている U 社関連取引に関するものが 4 件、AI 社とアイフリークの販売取引に関するものが 6 件であった。他の 52 件は、アイフリークの通常の取引または a 氏個人の取引に関するものである可能性が高いものであり、これまでに認識されていない a 氏が関与する取引先及び不正・不適切な資金支援の存在が疑われるような事項は検出されなかった。

ただし、前述の PC データの検証で記載した U 社が関係する「LOAN　AGREEMENT」について、電子メールデータの追加検索を行った結果、以下の事実が検出された。

【検出事項】

a 氏の現在使用中の PC データの既存ドキュメントより入手できたデータの中から検索ワードを使って抽出したデータを分析した結果、PDF ファイルに e 氏のものと推測される署名、v 氏の名前による署名、ｂ氏の名前による署名がなされた Loan Agreement（以下「追加調査の AGREEMENT」という。）が発見された。

当初調査における U 社との取引における U 社からのアイフリークへの 29,000 千円の返済資金は、関係者へのヒアリング及び当初調査の調査報告書上の「LOAN AGREEMENT」（以下「当初調査の AGREEMENT」という。）に基づき、e 氏が a 氏に対して個人的に 29,000 千円（貸付金 30,000

千円からアップフロントフィー1,000千円を控除した金額）を貸し付け、a氏は、その資金を原資としてU社の買掛債務をU社のために支払っていると認定された。

従って、上記「追加調査のAGREEMENT」の真偽を確認するため、b氏とa氏にヒアリングを実施した。

b氏へのヒアリングによれば、「追加調査のAGREEMENT」を何度も確認してもらったが、このような契約書にサインした記憶はないとの返答であった。また、この時期にもしv氏がe氏から借入を行い、自分がその連帯保証人になるように説明を受けていたら覚えているはずであり、v氏の連帯保証人ということであれば、サインはしなかったであろうとの返答であった。なお、bという署名の真偽は、自分の署名ではないと否定できるほどの確証はないとの説明を受けた。

次に、a氏にヒアリングを行った。a氏によれば、署名がある「追加調査のAGREEMENT」の存在及び作成経緯について記憶はなく、仮に当時存在していたとしても途中段階のものであり、e氏からの借入れの当事者は自分であり、「当初調査のAGREEMENT」が最終のものであるとの説明を繰り返した。

調査委員会では、上記追加ヒアリングの結果及び当初調査のe氏及びv氏の供述並びに入金口座などの事実関係を慎重に再検討した結果、当事者すべてが、v氏を借主として、その連帯保証人をb氏としたe氏からの金銭消費貸借契約の存在を否定している状況では、本追加調査において、署名入りの「追加調査のAGREEMENT」は、当初調査において認定した、a氏が個人的にe氏から金銭を借入れ、U社の買掛債務を支払ったという認定を覆すものではないと結論づけた。

2　調査の結論

本追加調査は、当初調査で判明したa氏が関与した不明瞭な取引以外に他に同様の不明瞭な取引がないことを明らかにするため、当初調査の結果判明している3事案を分析の上、必要と認められる調査手続を立案し、実施した。

本追加調査手続の実施プロセスにおいて、当初調査で判明している以外の重要な不正・不適切な取引及びその兆候は発見されなかった。上記【検出事項】に記載の通り、a氏が関与した不明瞭な事実が3件検出されたが、財務諸表へ重要な影響を与えるような不正・不適切な取引とは認定していない。